

保護者様

鳥取県立米子東高等学校長

自家用車による生徒の送迎ルートの変更について

本校では生徒の車での送迎は原則禁止しておりますが、「近隣道路」や「学校の出入り口」で保護者の方がお子さまを乗降されている姿も見受けられます。

「近隣道路」や「学校の出入り口」に乗降のため車を停車されることは、地域住民をはじめ、道路を利用する多くの方々にとって危険であり、迷惑をかけることとなります。

気象状況やケガなどで、お子さまが普段利用されている登校手段が利用できない時は、予め指定された校内の乗降場所で送迎をお願いします。

なお、自家用車による生徒の送迎をスムーズにするため、下記のとおり送迎ルートを変更しますので、御理解と御協力をお願いします。

記

- 1 お子さまを送迎される場合は、第2体育館側から本校敷地内に入り、第2体育館の横の坂道を上ってください。その後、管理・教室棟前（下図網かけ部分）で生徒の乗降を行い、正門前の坂道を降りてください。
自転車で数多くの生徒が通学しております。校内は最徐行をお願いします。
- 2 第2グラウンド前の市道、第3グラウンド横の米川沿い道路は乗降のため停車されますと大変危険ですので、乗降のため停車しないようお気をつけください。
- 3 第2グラウンド前の市道は午前7時から午前9時まで一方通行ですのでお気をつけください。

